明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産六四）　一

〔告　示〕

○地方税法施行令附則第十一条第四十三項に規定する港湾を指定する件（総務五四二）　一

○日本国に帰化を許可する件（法務五六四）　二

○ヴィアナ職業訓練センター機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とアンゴラ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三九八）　二

○食糧援助に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三九九）　三

○南極条約へのマレーシアの加入に関する件（同四〇〇）　三

○タンザニア連合共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四〇一）　三

○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（国税庁三二）　三

○中型さけ・ます流し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件（農林水産二三七二）　三

○保安林の指定をする件（同二三七三、二三七四）　四

○保安林の指定を解除する件（同二三七五～二三七九）　四

○保安林の指定施業要件を変更する件（同二三八〇～二三八五）　四

○特定特殊自動車の型式の届出があった件（経済産業・国土交通・環境一八〇～一八六）　五

○少数生産車の型式を承認した件（同一八七～一九五）　六

○承認事業者の住所を変更した件（同一九六）　七

○長尾山航空灯台の供用を廃止する件（国土交通一二九四）　八

○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（同一二九五）　八

○海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示（海上保安庁二六七）　八

○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二九〇、二九一）　九

○道路に関する件（東北地方整備局一九一、一九二）　九

○道路に関する件（関東地方整備局四四〇、四四一）　九

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　財務省　九

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

法　務

公証人任免（法務省）　九

〔資　料〕

閣議決定等事項　九

機械受注統計調査報告（平成二十三年十月）（実績）（内閣府）　九

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

弁護士資格認定、邑智西部区域特定地域整備事業における（田中・長谷東・山中郷・日南・高見・原）換地区の換地計画関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一〇

会社その他

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　三〇

省　令

○農林水産省令第六十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項中第二十六号を第二十七号とし、第二十一号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十号中「第二十三号」を「第二十四号」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項中第十一号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号中「第十七号」を「第十八号」に、「第二十二号」を「第二十三号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「南緯五十度の線以北、北緯五十度の線以南、西経百五十度の線以東の太平洋の海域」を「前号に規定する海域」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　南緯五十度の線以北、北緯五十度の線以南、西経百五十度の線以東の太平洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、禁止する。

附　則

この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第五百四十二号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十一条第四十三項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣が指定する港湾を次のように指定する。

平成二十三年十二月十五日

総務大臣　川端　達夫